

# 道冷工



北海道冷凍空調設備工業会は、  
みなさまのお役に立つ情報を  
お届けしています。



一般社団法人  
**北海道冷凍空調設備工業会**

# 道冷工は、冷凍空調設備業のスペシャリスト集団

## 美しい地球を未来へ残すために…

### 沿革

1954年1月7日  
任意団体北海道冷凍機業組合として発足。

1972年1月7日  
北海道冷凍空調設備工業会(略称道冷工)に改称し全国組織である一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会(略称日設連)の構成団体となる。

2010年11月1日  
一般社団法人北海道冷凍空調設備工業会として改組

### 目的

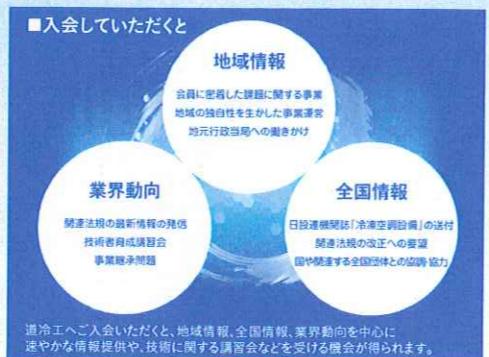
当法人は、会員相互の啓発によって冷凍空調技術の総合的な進歩・向上を図り、そして冷凍空調設備工業界の健全な発展に資するとともに、会員相互の親睦交流、その他会員に共通する利益を図ることを目的とする

### 法人概要

普通会員.....154社  
特別会員.....12社  
(2016年4月現在)

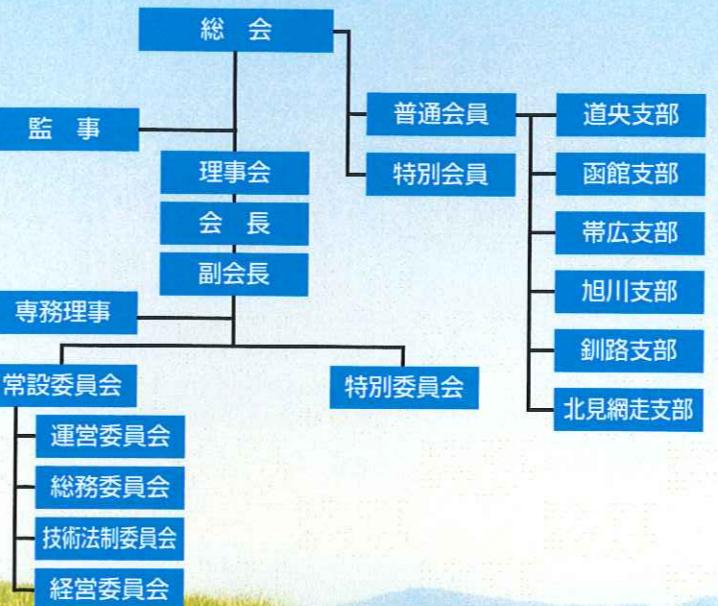
### 入会

会員として入会しようとする個人又は団体は、会員2名以上の推薦を得て当法人所定の様式による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない



道冷工は、フロン回収に積極的に取り組んでおり、冷凍空調和機器施工技能士、冷凍空調工事保安管理者、冷媒フロン類取扱技術者、冷媒回収技術者等の技術者育成に努め、数多くのスペシャリストが会員になっております。

### 組織図



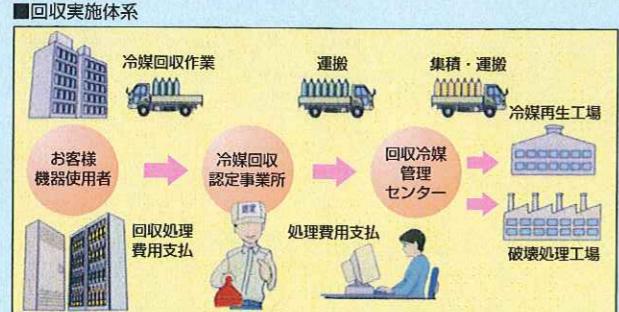
### 会員の特典

1. 共同事業の推進
2. 中央の最新情報の提供
3. フロン回収システムの活用
4. 月刊誌「冷凍空調設備」の無料配布
5. 技術書等の出版物の会員価格販売
6. 最新技術情報の提供
7. 全国の活動情報の提供
8. 業界情報の提供
9. 各種講習会の受講
10. 団体総合保障制度への加入
11. 各種顕彰制度・表彰制度

### 環境保全への貢献

#### ・冷媒回収管理センター

各地域にフロン回収の拠点を設け、効率よくフロンを回収するためのシステムの構築・運営  
フロン破壊法に基づく知事認定回収冷媒管理センター6箇所設置



#### ・北海道との協調による環境保全活動

・フロン可視化(見える化)運動の推進  
・フロン不法投棄防止啓蒙活動  
・フロン回収工程管理票・回収シールの販売  
・冷媒フロン類取扱技術者講習会  
・RRC冷媒回収技術者登録講習会開催及び認定申請  
・高圧ガス保安協会認定事業所及び保安管理者認定申請  
・各教育機関などへの出前授業  
・屋外機清掃など公共施設へのボランティア活動の推進  
・環境セミナー開催及び展示ブースによる啓蒙活動

### スペシャリストの育成

#### ・冷凍空調和機器施工技能士

・技能士試験準備講習会  
国家試験である冷凍空調和機器施工技能士の育成や冷凍空調施設工事事業所の認定制度の普及啓発の実施、技術者の育成  
・登録冷凍空調基幹技能者講習会  
国土交通大臣に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は平成21年度から経営事項審査で加点  
・一種・二種冷媒フロン類取扱技術者講習会  
・RRC冷媒回収技術者講習会



### 会員支援

#### ・団体総合保障制度

会員企業のために日設連が設けている請負賠償、PL法対策、労働災害等の総合保証制度を利用し福利厚生並びに経営基盤の安定に貢献

#### ・各種技術書の斡旋

専門誌「冷凍空調設備」を毎月発行会員には無料配布 日設連が発行している冷凍空調技術に関する各種技術書や省エネルギー、フロン対策に関する書籍の斡旋

#### ・顕彰制度・表彰制度

会員企業の経営者及び従業員対象に永年勤続表彰や各種顕彰制度、功労者表彰制度があります

### 発刊図書



(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

# フロン排出抑制法でこうなる!

※機器の所有者、ユーザーの責任が増加※

## 1. 業務用冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

①全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3ヶ月に1回以上)

●専門業者がアドバイスする。

②下記の機器については、定期点検の義務化(専門家に依頼)

機種	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

※一定規模以上の機器の定期点検は、「十分な知見を有する者」

(専門知識を持った者)いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」等が実施する。

冷媒フロン類取扱技術者証



## 2. 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定及び修理を実施

●フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止  
(繰り返し充填の原則禁止)

●適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼

## 3. 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務

①適切な管理を行うため、機器の整備については、記録簿に履歴を記録し、  
記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない。

②適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入。

## 4. 算定漏えい量の報告

①1年間にフロン類をCO2換算値で1,000CO2-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務

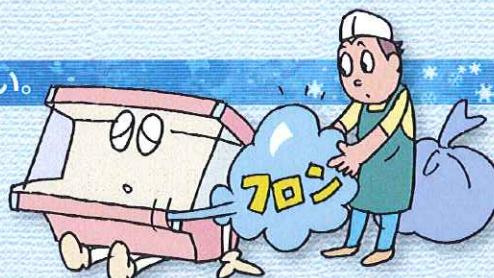
●漏えい量=充填量※×GWP(CO2換算値) / 1,000 ≥ 1,000CO2-ton

●情報処理センターの利用が便利です。

※充填量=機器の整備時における(充填量-回収量)(kg)

## 5. 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない。

- ①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、  
フロン類を回収した後、機器を廃棄する。  
②回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。  
※5は、法改正前からの義務



一般社団法人 北海道冷凍空調設備工業会(略称 道冷工)



〒060-0042 札幌市中央区大通西18丁目1番地27 山京大通ビル302号

電話／011-623-3560番 FAX／011-623-3561番 E-mail／info@doreiko.or.jp

URL／<http://doreiko.or.jp>

道央支部・旭川支部・函館支部・北見網走支部・帯広支部・釧路支部